

市民生活

市
生

1	地域コミュニティ づくり活動支援	93
2	住居表示整備事 業実施状況	95
3	戸籍・住民	99
4	総合支所・ 市民センター	100
5	交通安全対策	103
6	消費者行政	107
7	男女共生推進	108
8	青少年育成	112
9	文化振興	118
10	国際交流	124
11	国内交流	129
12	人権推進	130

1 地域コミュニティづくり活動支援

概 要

市民主体の個性ある住みよい地域社会をつくるため、町内自治会の育成・支援及び小学校区を単位とした「まちづくり委員会・研究会」の組織化と自主的なまちづくり活動への支援を通じ、地域における人と人とのふれあい・交流を活発にし、地域の活性化を図る。

また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援

ア 町内自治会の結成状況

(平15.3.31現在)

	中央地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	合 計
校 区 数	17	20	13	17	13	80
町内自治会数	235	142	97	121	125	720

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するため、町内自治振興補助金交付規則に基づく助成

(助成内容)

種 別	年 額 (円)
200世帯以下	60,000
201世帯以上400世帯以下	65,000
401世帯以上800世帯以下	70,000
801世帯以上	75,000

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する、熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成

防犯灯数 22,685灯 (平15.3.31現在)

種 別	年額 (1灯につき：円)
4月1日までに設置された防犯灯	2,000
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	1,500
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	1,000
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	500

(2) まちづくり委員会・研究会への支援

ア まちづくり委員会・研究会制度

名 称	補助金額	補助期間	対 象 事 業 (活動)
まちづくり研究会	10万円/年	2年以内	組織づくり、テーマづくりなどまちづくり委員会設置に向けた研究活動
まちづくり委員会	30万円/年 (1/2補助)	3年以内	地域の特性を生かした「テーマ」に基づく年間を通じた実践活動

イ まちづくり委員会・研究会の設置状況 (平15.3.31現在)

- ・まちづくり委員会 (43校区)
河内校区、芳野校区、五福校区、中緑校区、田迎校区、川上校区、西里校区、北部東校区、向山校区、中島校区、龍田校区、秋津校区、託麻西校区、一新校区、泉ヶ丘校区、御幸校区、武蔵校区、長嶺校区、日吉校区、池上校区、出水南校区、尾ノ上校区、小島校区、春竹校区、託麻原校区、桜木東校区、高橋校区、西原校区、壺川校区、託麻東校区、月出校区、川口校区、日吉東校区、楠校区、託麻北校区、白川校区、奥古閑校区、銭塘校区、健軍校区、春日校区、花園校区、慶徳校区、古町校区
- ・まちづくり研究会 (11校区)
田迎南校区、城西校区、清水校区、楡木校区、城山校区、白坪校区、画図校区、池田校区、桜木校区、山ノ内校区、松尾西校区

ウ まちづくり実践講座「まちづくり案集塾（リーダー養成研修）」の開催

(3) 地域コミュニティセンター開設状況

開 設 年 度	地域コミュニティセンター名					箇 所 数	
平成4年度	楠	城南	春竹	出水		4	39
平成5年度	京陵	中島	松尾	白山	慶徳	5	
平成7年度	帯山	城山	北部			3	
平成8年度	小島	松尾西	庄口	向山		4	
平成9年度	砂取	一新				2	
平成10年度	田迎	清水				2	
平成11年度	龍田	日吉				2	
平成12年度	黒髪	武蔵				2	
平成13年度	西原	託麻北	田迎南	画図	池田	5	
平成14年度	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上	5	
平成15年度	力合					1	
平成15年度予定	麻生田	松尾北	東町	帯山西		4	

(4) ボランティア活動保険

市民により自主的に組織されたボランティア活動団体が行う、計画的、継続的かつ公益性のあるボランティア活動中の不慮の事故に対する保険

〔補償内容〕

○ 損害賠償責任保険

区 分	適 用	保 険 金 額
身 体 賠 償	1事故につき	最高 5億円
財 物 賠 償	1事故につき	最高5百万円
保 管 物 賠 償	1事故につき	最高5百万円

○ 傷害保険

区 分	適 用	保険金額
死 亡	1名につき	5百万円
後 遺 障 害	障害の程度により1名につき	最高5百万円
入 院	180日を限度として	日額 3千円
通 院	90日を限度として	日額 2千円

○ 保険支払実績

年度	区分 事故発生 件 数	保険適用	非適用	〔 支 払 金 額 〕 傷 害 保 険 賠 償 責 任 保 険
9	19	19	0	1,962,735円
10	21	21	0	989,000円
11	30	23	7	5,700,000円
12	20	19	1	1,486,961円
13	23	19	4	1,092,705円
14	25	23	2	1,001,000円

(5) 文書配布事務委託

市広報紙をはじめとした市民への周知文書の町内自治会等に対する配布事務委託

文書配布事務委託料 一世帯 月額 60円

2 住居表示整備事業実施状況

(1) 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防などの緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平15. 3. 31現在)

種別 区分	整備区域	面積(㎡)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1,281,060	6,576	昭40.4.1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1,607,760	4,695	40.11.1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1,621,290	4,745	41.7.1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1,973,800	8,838	42.7.1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43.11.1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2,333,000	8,147	44.8.1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2,524,000	8,980	45.10.1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2,843,000 (1,648,000)	10,626 (606)	47.4.1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (2,221,000)	7,657 (1,105)	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2,666,000 (110,000)	8,888 (0)	48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7,528,000 (6,063,000)	14,872 (93)	49.10.1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3,870,000	10,668	50.10.1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1,210,000	4,703	51.10.1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目(追加)	970,000	4,188	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目(追加)	1,150,000	2,928	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	900,000	2,505	54.10.1
16次	大江二丁目(追加)	80,000	653	55.10.1
17次	帯山四丁目(追加) 帯山五丁目(追加)	175,000	719	56.10.1
18次	帯山五丁目(追加)	67,000	291	57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目(追加) 八景水谷三丁目	588,000 (39,000)	1,458 (0)	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	400,000	1,418	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目(追加) 春日五丁目(追加) 春日六丁目～春日八丁目	1,011,000 (210,000)	2,452 (0)	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1,430,000	2,337	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1,700,000	3,600	平元.11.27

(2) 地籍調査事業

近代的地籍制度の確立を図り、市民財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地形状と一致した復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

国の第四次国土調査事業十カ年計画に基づき、平成２年度から事業に着手し、都市部の大規模な地図混乱地域から調査を開始し、主に市街化区域の調査を促進してきたものである。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成１２年度を初年度とする第五次国土調査事業十カ年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況

年度	面積 (km ²)	筆数 (筆)	町 (実施当時)
平2	0.90	2,900	健軍町の一部
3	0.87	4,200	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	9,400	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	7,000	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	7,600	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	7,000	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	7,000	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	4,000	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	3,400	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	4,900	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	3,400	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	2,400	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	2,500	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部

24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3,660,800	6,294	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2,600,000	5,960	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3,060,000	8,640	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2,930,000	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1,120,000 (1,024,000)	2,740 (0)	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目 (追加)	4,627,000 (237,000)	7,800 (0)	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4,285,000 (15,000)	6,800 (0)	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5,400,000	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4,630,000	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6,600,000 (630,000)	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5,743,000	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3,676,000	5,400	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目 (追加) 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1,800,000	5,500	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4,575,000	3,400	15.2.24

(注) () の面積は町界町名変更のみ

9次 (前期) の面積2,359,000㎡の内60,000㎡は24次で町名変更

9次 (前期) の面積 (2,221,000㎡) の内494,000㎡は19次、351,000㎡は21次で実施

3 戸籍・住民

戸籍法等に基づき、身分事項と親族関係を公に証する制度の戸籍事務及び住民基本台帳法等に基づく住民異動届の受理・審査等を行う住民基本台帳事務や印鑑登録証明、埋火葬許可、外国人登録等事務を行い市民サービスの向上に努めている。

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

年度 区分			13			14		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住民 登録	人 口	男	178,110	131,734	309,844	177,852	132,827	310,679
		女	200,516	143,475	343,991	200,693	144,724	345,417
		計	378,626	275,209	653,835	378,545	277,551	656,096
	世帯数		167,704	100,053	267,757	168,918	102,117	271,035
外国人登録人口			3,101	100	3,201	3,264	93	3,357
戸 籍	本籍数		145,479	84,369	229,848	146,528	85,830	232,358
	本籍人口数		363,536	226,209	589,745	363,389	228,676	592,065

※（本庁には東部・清水・大江・花園市民センターを含む。）

(2) 各種事務受理件数

年度			13			14		
年度			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸籍	出生		4,505	4,294	8,799	4,595	4,327	8,922
	死亡		2,867	2,756	5,623	2,971	2,660	5,631
	婚姻		5,607	2,186	7,793	5,314	2,150	7,464
	離婚		1,530	936	2,466	1,488	955	2,443
	転籍		1,390	1,887	3,277	1,408	1,632	3,040
	認知		102	34	136	93	33	126
	養子縁組		289	233	522	355	298	653
	養子離縁		142	60	202	112	83	195
	入籍		1,276	613	1,889	1,033	831	1,864
	分籍		128	35	163	104	56	160
	その他		2,164	1,089	3,253	1,555	912	2,467
計			20,000	14,123	34,123	19,028	13,937	32,965
住民登録	転入		11,718	9,408	21,126	11,534	9,800	21,334
	転出		9,525	11,650	21,175	9,670	11,924	21,594
	転居		9,227	11,882	21,109	9,185	12,115	21,300
	その他		36,709	29,727	66,436	35,035	22,631	57,666
	計		67,179	62,667	129,846	65,424	56,470	121,894
印鑑登録	新規		11,051	22,307	33,358	10,782	22,243	33,025
	廃止		1,693	2,638	4,331	1,587	2,608	4,195
	失		2,909	3,994	6,903	2,891	4,171	7,062
	計		15,653	28,939	44,592	15,260	29,022	44,282
外国人登録	新規		1,031	37	1,068	1,157	36	1,193
	その他申請		3,247	116	3,363	5,863	115	5,978
	計		4,278	153	4,431	7,020	151	7,171

(3) 各種証明取扱件数

区分		本 庁			支 所			計		
年度		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
13	戸籍関係	74,345	23,677	98,022	99,914	10,630	110,544	174,259	34,307	208,566
	住民票関係	260,743	27,779	288,522	278,108	14,304	292,412	538,851	42,083	580,934
	印鑑証明	80,825	189	81,014	289,879	872	290,751	370,704	1,061	371,765
	計	415,913	51,645	467,558	667,901	25,806	693,707	1,083,814	77,451	1,161,265
14	戸籍関係	73,458	22,668	96,126	99,560	9,917	109,477	173,018	32,585	205,603
	住民票関係	264,585	26,660	291,245	273,062	15,035	288,097	537,647	41,695	579,342
	印鑑証明	76,343	290	76,633	286,773	1,066	287,839	363,116	1,356	364,472
	計	414,386	49,618	464,004	659,395	26,018	685,413	1,073,781	75,636	1,149,417

4 総合支所・市民センター

(1) 総合支所

総合支所は、平成3年2月1日の熊本市・飽託郡4町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の合併に伴い開設されたものであり、建物は旧町役場を使用している。なお、建物の老朽化に伴い、天明総合支所（平成6年4月改築）及び飽田総合支所（平成8年4月移転改築）は、庁舎の建替を行った。

総合支所の組織は、旧町地域住民の幅広い行政ニーズに対応するため、総務課、市民課、福祉衛生課の3課及び河内総合支所管内に芳野出張所を設置し、住民サービスの確保、福祉の向上を図っている。

ア 建物概要

北部総合支所

所在地	鹿子木町66番地
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	9,294㎡
建物延面積	3,890㎡ (うち公民館 582.3㎡)
職員数	21人

河内総合支所

河内町船津2069番地5
鉄筋コンクリート地下1階地上4階建
2,338㎡
2,766㎡
(うち公民館 546㎡)
24人

飽田総合支所

所在地	会富町1333番地1
構造	鉄筋コンクリート2階建
敷地面積	6,544㎡
建物延面積	950㎡
公民館	2,049㎡
職員数	19人

天明総合支所

奥古閑町2035番地
鉄筋コンクリート2階建
7,426㎡
720㎡
—
24人

イ 熊本市みかんの里振興センター

みかん農業を中心とした地域経済の振興と住民の生活文化向上の施設として建設されたものであり、分館として果樹試験場記念館がある。

設置主体	熊本市
所在地	本館 河内町船津791番地 分館 河内町船津820番地1
敷地面積	20,203㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート3階建 分館 木造2階建
建物延面積	本館1,475㎡ 分館 161㎡
総事業費	554,570千円
開館	平成3年6月1日
主要施設	会議室、生活実習室、多目的ホール、展望ホール、事務室

利用状況

区分 年度	会 議 室									施設見学 (人)
	第 1 会議室	第 2 会議室	第 3 会議室	第 4 会議室	第 5 会議室	第 6 会議室	第 7 会議室	多目的 ホール	生 活 実習室	
14	92件	118	3	3	1	37	50	125	52	大人 2,519
	2,656人	1,696	100	60	20	1,130	1,268	6,774	1,514	小人 1,141 計 3,660

ウ 熊本市天明コミュニティセンター

生涯学習と芸術・文化活動の利用に供するとともに、児童の健全育成を図るために建設されたものである。

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 奥古閑町2035番地

構 造 鉄骨2階建一部3階

建物延面積 2,747㎡

総 事 業 費 841,897千円

開 館 平成3年6月15日

主 要 施 設 大ホール（401名）、大会議室（120名）、図書室、和室、視聴覚室、児童室、工作室、事務室

利用状況

区分 年度	大会議室	視聴覚室	和 室	工作室	ホール
14	474件	270	224	209	440
	9,153人	5,171	4,917	2,373	53,957

エ 熊本市芳野コミュニティセンター

集会その他、住民の各種社会活動の利便に供するために、建設されたものである。

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 河内町野出1410番地

構 造 鉄骨2階建

建物延面積 761㎡

総 事 業 費 149,786千円

開 館 昭和58年4月1日

主 要 施 設 多目的ホール（200名）、図書室、娯楽室、料理室、和室、保健室

利用状況

区分 年度	多目的ホール	そ の 他	合 計
14	71件	67	138
	5,127人	2,025	7,152

(2) 市民センター

市民センターは支所、公民館、児童館などの複合施設で、コミュニティ活動の中核として活用され、連帯意識に結ばれた地域自治・生活文化の振興を図っている。

南部市民センター
所在地 南高江6丁目7番35号
開設年月日 昭和62年7月6日
構造 鉄筋コンクリート2階建
建設費 541,115千円
敷地面積 8,284.61㎡
建築面積 1,754.51㎡
建物延面積 1,917.28㎡
支所 263.00㎡
児童館 313.93㎡
公民館 1,340.35㎡
職員数 10 (4) 名

幸田市民センター
所在地 幸田2丁目4番1号
開設年月日 昭和57年6月2日
構造 鉄筋コンクリート2階建
建設費 492,240千円
敷地面積 5,578㎡
建築面積 1,267㎡
建物延面積 1,900.07㎡
支所 247㎡
児童館 347㎡
公民館 1,306㎡
職員数 10 (4) 名

西部市民センター
所在地 小島上町321番地
開設年月日 昭和49年10月4日 (平成14年4月移設新設)
構造 鉄筋コンクリート2階建
建設費 1,857,437千円
敷地面積 9,322.53㎡
建築面積 2,536.84㎡
建物延面積 3,306.96㎡
支所 576.0㎡
児童館 417.1㎡
公民館 1,680.2㎡
健康福祉相談ルーム 287.5㎡
まちづくりルーム 89㎡
職員数 14 (4) 名

花園市民センター
所在地 花園5丁目8番3号
開設年月日 平成2年8月27日
構造 鉄筋コンクリート2階建
建設費 591,608千円
敷地面積 5,145.00㎡
建築面積 1,496.99㎡
建物延面積 1,864.30㎡
支所 (95.80㎡)
児童館 305.07㎡
公民館 1,463.43㎡
職員数 6 (4) 名

秋津市民センター
秋津3丁目15番1号
昭和60年8月10日
鉄筋コンクリート2階建
521,448千円
10,971.06㎡
1,683.70㎡
1,910.34㎡
253.31㎡
315.45㎡
1,341.58㎡
9 (4) 名

龍田市民センター
龍田弓削1丁目1番10号
昭和54年7月11日
鉄筋コンクリート2階建
350,428千円
5,380㎡
1,237.8㎡
1,803.26㎡
246.31㎡
303.85㎡
1,253.1㎡
11 (4) 名

託麻市民センター
長嶺東7丁目11番15号
昭和56年5月30日
鉄筋コンクリート2階建
483,590千円
6,248.20㎡
1,346.62㎡
2,010㎡
260㎡
335㎡
1,305㎡
—
—
12 (4) 名

東部市民センター
錦ヶ丘1番1号
昭和52年9月1日
鉄筋コンクリート2階建
311,552千円
5,256㎡
1,241.64㎡
1,958.50㎡
(256.89㎡)
310.50㎡
1,391.11㎡
16 (4) 名

清水市民センター
清水亀井町14番7号
昭和59年7月10日
鉄筋コンクリート2階建
449,829千円
8,363.26㎡
1,400.08㎡
1,793.38㎡
(125.32㎡)
337.45㎡
1,316.97㎡
6 (4) 名

大江市民センター
大江6丁目1番85号
昭和63年7月11日
鉄筋コンクリート2階建
486,435千円
5,029.40㎡
1,218.83㎡
1,520.98㎡
(187.11㎡)
103.50㎡ (児童室)
1,230.37㎡
—
—
6 (2) 名

(注) 支所の欄の () 書きはサービスコーナー

職員数の欄の () 書きは公民館専任職員数 (外数)

(3) 五福地域開発センター

五福地域開発センターは、併設する五福小学校の改築に伴い、平成3年に開設し、住民サービスコーナーと公民館が小学校と一体構造になった、全国でも数少ない複合施設である。また、太陽熱を利用した温水プールが平成5年10月に完成した。施設及びエネルギーを有効に利用するため、小学校が使用しない時間帯にプールを市民に開放している。

旧市街地の諸問題を抱える対象地域の活性化、まちづくり気運醸成のための講座等の開催及び、団体の育成・活動支援等に取り組んでいる。

サービスコーナーでは、戸籍関係、住民票関係、印鑑登録の諸証明書の発行を行っている。

公民館では、講座の開設や各種行事を実施し生涯学習の場として、また、ホール、研修室、茶室、料理実習室をはじめ図書室、児童室も合わせて広く子どもからお年寄りまで利用してもらうことで、生涯学習に寄与している。

所在地 細工町2丁目25番地

開設年月日 平成3年4月15日

構造 鉄筋コンクリート 地下1階、地上4階建

敷地面積 6,612㎡

建物延面積 8,227㎡ うち サービスコーナー、中小企業室、事務室、会議室…557㎡
公民館…1,951㎡ 小学校…5,719㎡

建設費 2,816,050千円

職員数 6名（外指導員等7名）

利用状況 サービスコーナー14,201人 会議室・中小企業室6,421人 公民館45,171人
（平成14年度） 児童室10,724人 図書室14,331人 プール（一般開放）11,494人

5 交通安全対策

(1) 交通安全思想の普及徹底

ア 体系的な交通安全教育の推進

昭和58年から、交通安全教育専門員（3人）を配置し、幼稚（保育）園、学校、町内会、高齢者、各種団体に対し、講習会、座談会のほか、特に、ダミー人形、模擬信号機、教育ビデオ等の教育機材を活用した、参加・体験・実践型の交通安全教育を体系的かつ段階的に推進する。

イ 交通安全活動の推進

① 自治体が主体となった交通安全活動の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動及び平成9年度から実施の「シートベルト着用日本一運動」を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの提示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、「交通安全総点検」に参加を呼びかけた参加型啓発活動等、自治体が主体となった住民総参加の草の根的活動を展開する。

○交通指導員と連携した街頭活動の強化

市委嘱の交通指導員、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員、あるいは地区交通安全協会等と連携し、市民交通安全の日（各月1、10、20日）や交通安全運動等の期間中、朝の通園・通学時の街頭指導を行うとともに地域における交通安全リーダーとして、諸活動を推進する。

○交通指導員制度

交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは364人で、警察その他関係機関と緊密な連絡を取りながら、必要な交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。主に、各種行事や朝の通園・通学時の街頭指導にあたっている。

② 幼児に対する交通安全意識の啓発。

○幼児交通安全クラブの結成と活動の促進

幼児と母親に対し、交通安全教育を図り、交通安全思想を普及し、将来の立派な交通社会人の育成を図る。

〔主な活動〕

- ・母と子の交通安全教室の開催
- ・母親の交通安全研修会の開催
- ・地域における交通安全活動への参加及び協力
- ・交通安全母の会の自主活動の促進

○母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、次の活動を行っている。

〔主な活動〕

- ・母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催する。
- ・家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時に触れ注意を促す。
- ・地域の交通安全活動について、率先し参加協力する。

（2）自転車対策事業

ア 自転車駐車場の整備

昭和61年4月1日「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」を制定し自転車の安全利用に努めるとともに、関係部局と連携し、自転車駐車場の整備に努めている。

また、現在、駅、市中心部等、19カ所の自転車駐車場の維持管理と付近の不法駐輪自転車の指導を実施している。

イ 放置自転車対策

放置自転車対策として、商店街や駅周辺など9カ所、総延長12,530mを放置禁止区域に指定し市民の良好な生活環境を守るため、放置自転車の移動・保管業務を推進している。

平成14年度に整備した路上駐輪場は、銀座通り歩道橋より南側の電車通東側歩道上が170台、西側歩道上が190台の収容能力。

放置自転車の移動、保管、処分状況

年度 区分	実施回数	移動保管台数	返還台数	処分台数	現保管台数
10	54	4,937	1,336	3,601	
11	48	5,244	1,267	3,977	
12	54	6,463	1,879	4,584	
13	58	7,246	2,683	4,563	
14	72	6,504	2,286	2,512	1,706

(注) 平成14年度の現保管台数は平15.4.1現在

(3) 違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、違法駐車が多い土・日曜日を重点に交通指導員による違法駐車の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

- ・銀座通り他4路線1,900m（平成5年4月1日指定）

(4) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 市民交通傷害保険制度

加入申込・啓発を市で、事故の審査・支払を民間損害保険会社（3社共同）が行なう保険で、保険料が安価なうえ給付内容等が充実した市民向けの保険制度。

保険料・年額1人1口480円、1人につき2口まで加入可。

- ・5月以降の加入時の保険料は、480円から1月につき40円を引いた額。

保険金・死亡、後遺傷害100万円

- ・傷害の程度により5千円～12万円

イ 交通事故相談

昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、昭和47年4月事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほかに、毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

区分 \ 年度		10	11	12	13	14
内 訳 所 別	被害者	635	568	576	588	623
	加害者	194	195	157	168	165
	住 市内	764	710	694	714	752
	県内	64	53	39	42	34
	県外	1	0	0	0	2
計		829	763	733	756	788

相談内容件数

(平成14年度)

相談内容	件数	相談内容	件数	相談内容	件数
賠償責任者	1	債務不履行	5	生計の維持	4
賠償額の算定	48	自賠保険請求等	34	福祉施設利用	0
過失程度	31	労災社会保険使用	0	各種援護措置利用	1
示談の仕方	51	訴訟調停の利用	9	電話による応接	466
示談後の変更取消	1	身体障害の更生	3	その他	139

ウ 交通遺児への援助

昭和48年度から、交通遺児で、小学校、中学校に入学するもの、または中学校卒業予定者に、就学援助金を支給するため、基金を積み立てている。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

項目 \ 年度		10	11	12	13	14
一般会計繰入金		0	0	0	0	0
前年度繰越金		60,584,236	59,835,091	59,640,204	58,764,293	59,220,607
収 支	寄 付 金	828,887	1,469,204	823,520	709,516	872,050
	運 用 利 益	427,698	332,409	389,831	621,498	129,905
	援 助 金 他	△2,005,730	△1,996,500	△2,089,262	△874,700	△803,712
	差引(積立又は取崩し)	△749,145	△194,887	△ 875,911	456,314	198,243
基金残高		59,835,091	59,640,204	58,764,293	59,220,607	59,418,860

6 消費者行政

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

(1) 消費者保護施策（消費者センターの充実）

消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法等に関する相談等苦情処理のための相談窓口の充実を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

相談件数

年 度	10	11	12	13	14
総件数	3,447	3,564	6,070	6,548	6,800

相談内容別件数

内 容	契約(解約)	販売方法	価格・料金	費・機・務費	接客対応	安全・衛生	法規・基準	表示・広告	買物相談	生活知識	計量・量目	施設・設備	包装・容器	その他	合 計
件 数	4,859	1,969	513	416	322	203	144	134	78	56	8	4	1	338	9,045

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活に対応できる消費者の自立を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活移動講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、暮らしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣。

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に契約の知識など消費者取引に係る啓発資料作成、また啓発ビデオの貸出を行う。

ウ 高齢者、若者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、啓発事業を推進する。

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から5月30日を「消費者の日」、昭和63年からは毎年5月を「消費者月間」と定め、記念事業を行う。

(3) 情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品・サービスの知識、消費生活に関する知識の普及のための情報を収集し、提供する。

イ 消費者物資の情報収集

毎月、市内の30店舗をくらしのモニター30名による生鮮食料品、生活関連物資35品目の小売価格、需給状況を調査し、平均小売価格を発表する。

ウ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの映写、貸出による情報提供。来訪者が自由に使用できるパソコンを設置し、インターネットと接続することによる消費生活に関する情報の取得。

(4) 消費者の組織化と活動の助長

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を促進する。

(5) 計量検査

熊本市計量検査所 所在地 熊本市水源2丁目1-4

取引・証明における適正な計量の実施を確保するため、計量法第19条による計量器定期検査と第148条による特定計量器立入検査及び商品量目立入検査をおこなうとともに計量意識の向上を図るため、事業者・消費者に対して指導、普及事業を行っている。

検査実績		(平成14年度)
	検査戸数(戸)	検査件数(件)
計量器定期検査	705	2,258
特定計量器立入検査	2,010	3,102
商品量目立入検査	1,213	6,470

7 男女共生推進

女性も男性も共に、自らの人生を自らの意思で選択し、責任を担い合い、お互いを尊重することのできる社会の実現が求められている。

男女共同参画に関する意識啓発や環境づくり、また、女性の自立と参画の推進を関係部局と連携しながら総合的、計画的に取り組んでいるが、第2次行動計画「くまもと市男女共同参画プラン」を推進の柱にさらに取り組みを強化していく。

昭和62年4月	女性行政の総合窓口を設置(婦人生活課)
平成2年4月	総合婦人会館・カルチャーセンター(現総合女性センター)オープン
平成4年3月	「くまもと市女性プラン」策定
平成11年4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成12年2月	第2次行動計画策定へ向け、熊本市男女共同参画推進懇話会設置
平成13年2月	懇話会、提言「男女がかたりあい共に築く21世紀」を市長へ答申
平成13年9月	「熊本市DV防止対策ネットワーク」設置
平成14年3月	「くまもと市男女共同参画プラン」策定

- 平成14年6月 「男女共同参画地域推進員制度」スタート
- 平成14年11月 「第4回世界女性スポーツ会議くまもと2006」プレイベント開催
- 平成15年2月 「庁内DV防止ネットワーク会議被害者支援検討会議」発足
- 平成15年4月 「熊本世界女性スポーツ会議開催準備室」設置（男女共生推進課内）

（１）人権尊重を踏まえた男女平等意識の啓発、教育の推進

ア 男女平等に関する啓発・広報

他部門との連携による啓発推進

啓発リーフレット等の配付

ドメスティック・バイオレンス防止の取り組み（悩み相談カード配付）

情報紙「はあもにい」の発行（年3回）

出前講座として地域、企業等に出向いて、学習会を開催

イ 男女平等に関する情報収集・提供の充実

（２）あらゆる分野への男女の共同参画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保できるように推進する。

- 審議会、委員会等への女性の登用を促進する。

平成13年度26.2% 平成14年度27.2% 平成15年度27.3%

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、女性人材リストを充実・活用する。
- 働く場での男女共同参画の推進を促進する。
- 家庭・地域での男女共同参画の推進を促進する。

（３）推進体制の整備・充実

ア 「くまもと市男女共同参画プラン」の推進

イ くまもと市男女共同参画会議による推進の監視・助言

ウ 庁内推進体制の整備・充実

エ 市民や関係機関との連携強化

国、県等との連携強化及び市民とのパートナーシップによる推進

（４）「2006世界女性スポーツ会議」の開催

開催日 2006年5月11日～14日

開催場所 熊本市

主催 第4回世界女性スポーツ会議実行委員会（仮称）

（熊本市、ジュース、JOC、IWG等）

参加者 国内スポーツ関係者、政府・行政関係者、マスコミ、一般スポーツ愛好者等、海外スポーツ関係者

（政府・行政関係者、競技団体、オリンピック委員会代表等）

参加数 約100カ国、700名（予定）

(5) 熊本市総合女性センター

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざす施設である。

ア 男女平等意識啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し女性問題の視点を踏まえた啓発・自己開発等の講座（セミナー）等を実施する。

（女性問題基本事業、男女の快適生活事業、市民グループ企画講座、男女共生フォーラム、私のギャラリー展等）

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画を促進するとともに、女性の意欲と能力向上を目的に市民活動を支援し、ネットワーク化を進める。また、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）のための支援事業を展開する。

（総合相談室の運営、事業企画リーダー育成、市民活動サポート事業、ファミリーサポートセンター事業の実施、情報資料室による資料の収集及び提供等）

総合相談室運営

年 度	10	11	12	13	14
相談件数	1,367	1,511	1,663	1,887	1,816

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉活動状況

年 度	10	11	12	13	14
会 員 数	747	1,123	1,455	1,751	2,059
活動件数	1,205	1,708	1,657	3,112	4,507

ウ 施設貸出事業

市民が気軽に手作りの催しを開催できるようにセンター機能を生かした助言や活動支援を行い、市民の創造性を育む。

（施設の概要）

設置主体	熊本市
所 在 地	黒髪3丁目3番10号
構 造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）
面 積	敷地面積 6,665m ² 延床面積 5,376m ²
工 期	平成元年1月～平成2年3月
開 館	平成2年4月7日
建 設 費	2,280,000千円
主要施設	4F 会議室、研修室A・B・C、和室 3F リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム 2F 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、 ファミリー・サポート・センター〈熊本〉、ギャラリー 1F メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室
その他	駐車場 175台（立体駐車場64台、第2駐車場30台、第3駐車場50台、臨時駐車場27台、 障害者用駐車場4台）駐輪場 2カ所

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリウム 和会議室等 (14室)
	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡ショ ー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 計	集式 会・大 会典	音楽会・ 演奏会	歌謡ショ ー・浪 曲	演劇・ 演芸	日舞・ 洋舞	講習・ 講演会	そ の 計	
10	17	158	9	9	41	0	234	19	97	32	5	36	12	201	4,738
11	19	157	15	11	22	2	226	14	99	33	6	23	11	186	4,239
12	24	159	1	12	17	10	223	13	90	26	3	20	29	181	4,476
13	14	149	5	9	19	8	204	5	99	11	1	24	13	153	4,123
14	2	159	15	7	22	9	214	0	85	31	3	25	30	174	3,915

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
10	21	4	174	35	234	26	1	133	40	200
11	27	8	164	27	226	16	2	127	41	186
12	12	18	108	85	223	8	4	96	73	181
13	23	15	97	69	204	22	2	55	74	153
14	26	11	86	91	214	17	8	66	83	174

(6) 勤労婦人センター

勤労女性や勤労者家庭の主婦等の福祉増進と日常生活の向上を図り、女性の社会参加を進めるための事業を総合的に行う施設として、主に職業生活及び家庭生活の両立支援に必要な知識や技術の習得のための事業を行うことを目的としている。

(施設の概要)

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	本山2丁目9番51号
構 造	鉄筋コンクリート3階建
敷 地 面 積	891㎡
建 物 延 面 積	1,118.05㎡
着 工	昭和48年6月18日
完 成	昭和49年3月31日
開 館	昭和49年6月6日
建 設 費	97,817千円
利 用 状 況	26,622人 (平成14年度)

(7) 社会参画支援事業

ア 就労支援事業

働く女性、働きたい女性のため、能力開発講座の充実を図り、女性の社会参画を支援する。

- ・能力向上、仕事に生かせる技術習得講座の開催

キャリアアップセミナー、話し方入門講座等

- ・女性の就業に向けた職業講座・セミナーの開催

再就職準備セミナー、ホームヘルパー養成研修、パソコン検定、簿記検定対策等

イ 両立支援事業

働く女性の職業生活と家庭生活の両立支援を目的とし、家庭における男性の家事参加、介護支援を促進する。また、託児事業を行う。

- ・男性料理講座、介護入門教室、託児事業等

ウ 教養技能習得講座の開催

女性の教養向上、福祉増進に向けた講座を開催するとともに、市民グループ活動を支援する。

- ・手話・英会話・中国語講座の開催
- ・自主学習グループの活動支援

エ 相談事業

DV被害者相談窓口と連携して、弁護士・臨床心理士による定期的な相談事業を実施し、DV被害者の自立を支援する。

8 青少年育成

(1) 青少年育成計画

近年の社会変化は急速かつ著しく、青少年の意識や行動も大きく変化している中、本市では、青少年の健全育成を重点施策のひとつに位置づけ、青少年を取り巻く現状を踏まえ、行政はもとより地域社会、関係団体、市民が一体となった青少年育成のよりどころとなる指針として、平成12年3月に青少年育成計画を策定した。

現在、推進体制の強化に取り組むとともに計画の実効性を高めるためのモデル的事業として掲げた10のパイロット事業の推進を図っている。

名 称 熊本市青少年育成計画 ～遊・友・裕～若者の夢プラン21

計画期間 平成12年度から平成16年度までの5年間

(2) 児童育成クラブ

目 的 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

開設期間 4月1日～翌年3月31日

実施日 日曜日・祝祭日・年末年始を除き、授業終了後の午後1時から午後5時まで。土曜日は午前9時から正午まで。長期休業期間中は午前9時から午後5時まで。

指導員 242名

巡回指導員 2名

開設状況 66カ所 3,150名（平15.4.30現在）

（3）青少年センター

ア 業務内容

街頭指導、青少年相談、関係機関及び団体との連絡協調、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

（平成15年度）

区 分	内 訳	人 員（名）
民 間	校区青少年健全育成協議会、各小学校・中学校・高等学校等からの推薦及び関係機関・団体の中から市長が委嘱したもの	201
学 校	小学校（校長会指導部） 中学校（校長会指導部） 高等学校 専修学校	189
そ の 他	大型店舗 退職校長会	28
計		418

ウ 指導状況

年	10	11	12	13	14
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数（回）	684	756	804	695	633
従事した青少年指導委員延人員（人）	4,526	4,421	4,539	3,958	4,580
指導した青少年の総数（人）	7,249	5,708	5,662	5,244	6,689

エ 小学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（非行防止懇談会）

最近の青少年の非行や問題行動の状況を考えてみると家庭にその原因があることが多い。“非行防止は家庭から”“家庭づくりは親子の対話から”というように、家庭の役割というものが青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

(4) 児童館

名 称	西原公園児童館
所 在 地	九品寺4丁目24番4号
設 置 主 体	熊 本 市
開 設 年 月 日	昭和53年8月1日
構 造	鉄筋3階建
敷 地 面 積	6,386㎡（西原公園面積）
建 物 面 積	320.86㎡
着 工	昭和53年1月4日
完 工	昭和53年7月11日
建 設 費	52,585千円

（東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設の概要については市民センターに一括記載）

(5) 勤労青少年ホーム

主として本市中小企業に働く15歳～29歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座、クラブを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

名 称	中央勤労青少年ホーム	北部勤労青少年ホーム
設 置 主 体	熊本市	熊本市
所 在 地	新屋敷1丁目18番28号	鶴羽田町314番地1
構 造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート2階建
敷 地 面 積	851.70㎡	2,527.17㎡
建 物 面 積	1,115.15㎡	756.50㎡
着 工	昭和45年9月12日	平成元年8月25日
完 成	昭和46年3月31日	平成2年3月25日
開 館	昭和46年5月1日	平成2年4月1日
建 設 費	64,437千円	262,028千円
利 用 状 況 （平成14年度）	21,644人	8,615人

(6) 関係機関及び団体

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の樹立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員・市職員

任 期 在職期間（但し学識経験者は2年）

事業内容 ・協議会の開催
・善行青少年の表彰

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構 成 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業 ・年次総会、三役会、理事会、評議員会
・全国青少年健全育成強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会及び講演会
・研修会
・中学校区さわやか推進事業
・家庭・地域の教育力の向上
・青少協活動の地域への浸透

ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、市内全小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

(6) 関係機関及び団体

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の樹立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

- | | |
|------|------------------------------------|
| 委員構成 | 市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員・市職員 |
| 任 期 | 在職期間（但し学識経験者は2年） |
| 事業内容 | ・協議会の開催
・善行青少年の表彰 |

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

- | | |
|------|---|
| 構 成 | 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。 |
| 主な事業 | ・年次総会、三役会、理事会、評議員会
・全国青少年健全育成強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会及び講演会
・研修会
・中学校区さわやか推進事業
・家庭・地域の教育力の向上
・青少協活動の地域への浸透 |

ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、市内全小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ 青少年指導員協議会

平成元年５月１８日、自主的に結成された任意団体で、青少年指導員自らの資質向上と相互連帯の強化を図るための活動を行う。

学校別指導状況

(単位 人)

学校	行為 年	喫 煙	家 出	怠 学	遊 戯 施 設 内	声 掛 け 指 導	交 通 指 導	帰 宅 指 導	そ の 他	計
小学校	12			2 (1)	102 (28)	7 (0)	8 (2)			119 (31)
	13			2 (2)	75 (8)	3 (0)	3 (0)			83 (10)
	14			1 (0)	141 (47)	8 (4)	61 (17)	1		212 (68)
中学校	12	5 (4)	4 (0)	12 (4)	695 (139)	119 (42)	54 (22)	33 (11)		922 (222)
	13	9 (0)	(0)	13 (7)	590 (220)	71 (27)	31 (9)	7 (0)		721 (263)
	14	12 (1)		18 (12)	651 (233)	86 (37)	96 (33)	14		877 (316)
高校	12	38 (8)		187 (110)	1,292 (259)	2,410 (1,173)	415 (275)	172 (85)		4,514 (1,910)
	13	14 (2)		197 (143)	1,729 (814)	2,089 (1,127)	327 (153)	12 (6)		4,368 (2,245)
	14	35 (13)		98 (89)	2,652 (1,502)	2,369 (1,432)	200 (80)	72 (13)		5,426 (3,129)
その他	12	95 (31)					10 (4)	2 (1)		107 (36)
	13	31 (5)			34 (14)		7 (0)			72 (19)
	14	32 (12)			37 (20)		50 (15)			119 (47)
計	12	138 (43)	4 (0)	201 (115)	2,089 (426)	2,536 (1,215)	487 (303)	207 (97)		5,662 (2,199)
	13	54 (7)	(0)	212 (152)	2,428 (1,056)	2,163 (1,154)	368 (162)	19 (6)		5,244 (2,537)
	14	79 (26)		117 (101)	3,503 (1,802)	2,484 (1,479)	407 (145)	99 (18)		6,689 (3,571)

(注) () 内数字は女子……再掲

9 文化振興

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。このような中、本市では「文化振興計画」を策定し、市民一人ひとりが参画する文化の創造をはじめ、熊本城を中心とした文化遺産と自然や歴史に育まれた個性豊かな文化的所産を継続・活用しながら、真の豊かさを実感できるくらしの実現に取り組んでいる。

本年は第9回全国邦楽コンクール、第8回「草枕」国際俳句大会などの事業を引き続き開催するとともに、「わが町の歴史再発見事業」を推進し、歴史文化の振興に取り組む。また、人づくり基金研修生等を中心として、小・中学校及び地域等で音楽・舞踊・演劇などの芸術・文化に親しむ機会を提供する「芸術文化出張講座」や舞台芸術活動を行う者に、事業にかかる費用の一部を助成する「舞台芸術助成事業」を行うなど、熊本の個性ある文化の創造に取り組んでいる。

(1) 人づくり基金制度（平成3年度から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たすべき、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金の額 573,867,566円

年 度	平3～9	10	11	12	13	14	累計
援助件数（件）	105	9	9	11	5	2	141
援助金額（千円）	129,900	5,500	7,500	7,400	3,500	1,000	154,800

(2) 市民の文化の振興

ア 熊本県文化協会への助成

事業内容 県内の文化関係の諸団体ならびに諸機関等の相互の連絡調整をはかり、文化の育成発展に寄与することを目的に文化事業の主催ならびに後援、県内各種文化団体ならびに文化機関の相互の連絡調整と情報交換、県外文化団体ならびに文化機関との交流、その他文化の育成発展に必要な事業を行っている。

加盟団体 330団体

事業予算 72,294千円（平成15年度）

助成金額 13,500千円（平成15年度）

イ 市民美術展の開催

目 的 熊本市民の文化芸術創作活動の活性化を目指すとともに、活動を通じた相互の交流を促進し、創造性豊かに富んだ活力ある郷土・熊本を形成する。また、応募者全員の作品を展示するアンデパンダン展方式を採用している。

会 期 平成15年11月1日～11月9日

会 場 熊本市現代美術館

テ ー マ 「新生」

部 門 平面（洋画・日本画・版画・デザイン・写真等）、立体（彫刻・工芸等）、映像、書

年度	平10	11	12	13	14
応募点数	540	525	504	547	510

ウ 平成15年度文化事業

- ・「全国邦楽コンクール」 平成15年5月18日

世界に誇る伝統音楽である邦楽を継承・発展させるために、全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信する。

- ・「草枕」国際俳句大会 平成15年10月26日

平成8年に夏目漱石来熊記念事業として創設した俳句大会を9年度より「くまもとお城まつり」行事の一環として開催。日本を代表する俳句を通じた国際交流を積極的に進めるとともに、「熊本と俳句」を世界へ向けて発信する。

(3) 健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

293席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えている。また、戸籍謄抄本等、印鑑証明、住民票等の交付が受けられる市民サービス業務を備えた「生活文化拠点」の施設である。

所在地 若葉3丁目5番11号

開設年月日 平成7年4月8日

構造 鉄筋コンクリート造3階建

敷地面積 2,171.771㎡

建物延面積 1,841.99㎡

うち ホール…429.80㎡ パーティールーム…109.80㎡

会議室A…92.25㎡ 会議室B…30.24㎡

会議室C…29.27㎡ 音楽練習室A…23.63㎡

音楽練習室B…22.50㎡ その他1,104.5㎡

建設費 1,010,076千円

職員数 9名

施設利用状況

(単位 上段：件、下段：人)

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)
平成14年度	212	347	248	320	158	417	139
	25,944	10,277	2,980	2,886	3,926	1,801	916

サービスコーナー利用状況 (発行業務のみ)

(単位 件)

※ () は各室定員

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑証明
平成14年度	769 (0)	2,681 (144)	2,217 (2)

※ () は無料件数

(4) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぶれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、コンピューターと美術が融合した作品を展示するメディアギャラリー、多目的に活用できるアートロフトなど多様な施設を備え、市民の生涯学習・文化活動の拠点として、また、児童・生徒の美術教育の拠点として、地域社会に開かれた美術館を目指し、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

ア 施設概要

所在地 上通町2番3号

面積 7,837.34㎡

うち展示及び教育普及関係部分

ギャラリーⅠ…882㎡ ギャラリーⅡ…573㎡ ギャラリーⅢ…130㎡

井手宣通記念ギャラリー…133㎡ ホームギャラリー…252㎡ メディアギャラリー…82㎡

アートロフト…145㎡ キッズファクトリー…108㎡ 会議研修室…57㎡

起 工 平成11年11月22日

竣 工 平成14年3月29日

開 館 平成14年10月12日

建設費 5,415,353千円

イ 展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展（有料）を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。

平成14年度中は次の展覧会を開催した。

① ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数（人）
熊本国際美術展 Attitude2002	平14.10.12～12.8	20,107
井手宣通の世界展	平14.12.21～15.2.2	5,187
九州力展	平15.2.15～4.6	6,874

② 井手宣通記念ギャラリー・ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
井手宣通作品展（記念ギャラリー・GⅢ共通）	平14.10.12～12.16
井手宣通の仲間たち展（記念ギャラリー・GⅢ共通）	平14.12.21～15.2.2
熊本の作家（GⅢ）	平15.2.5～3.24
グラフィックマン（GⅢ）	平15.3.26～4.16

なお、平成15年度は、次の展覧会を開催予定である。

展 覧 会 名	会 期
八谷和彦展	平 15.4.19～6.22
岡本太郎展	平 7.5～8.24
現代日本画の精華展	平 9.6～10.19
熊本市民美術展	平 11.1～11.9
マリーナ・アブラモヴィッチ展	平 11.22～16.2.1
斉藤義重展	平 16.2.14～3.31

ウ 熊本市美術文化振興財団

名 称 財団法人熊本市美術文化振興財団

設立年月日 平成6年10月27日

目 的 熊本の美術文化の発展・向上に貢献するため郷土ゆかりの美術家等を顕彰し、美術作品等の調査・研究を行い、広い視野に立った美術文化の振興を図ることを目的とする。

事 業

- ・郷土ゆかりの美術家等に関する調査・研究
- ・郷土ゆかりの美術家等に関する企画展及び企画事業の実施
- ・美術等に関する刊行物等の発行及び販売
- ・美術文化振興事業に関する講演、講座等の実施
- ・熊本市の設置する美術館の管理運営及び事務事業の受託
- ・その他財団の目的を達成するために必要な事業

基本財産 1億円

平成15年度の事業内容

熊本市現代美術館の施設等管理運営、展覧会やワークショップ等の企画及び開催、美術作品・作家等に関する調査及び研究等事業、美術教育普及事業等の実施、次年度以降開催予定の企画展の企画準備等。

(5) 市民会館

熊本市市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するための創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年（1968年）1月6日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛好活用されてきた。それは、大ホール、小ホールを兼ねた大会議室及び10室の中小会議室が常に90％前後の利用状況を保持し続けてきたことが物語っている。（概数月5万人、年60万人利用）また、平成12年は舞台関連改修工事及び外壁改修工事を施工し、さらに、やさしいまちづくり事業としてエレベーター等を設置し、バリアフリー化に取り組んだ。

ア 施 設

所 在 地 桜町1番3号

敷地面積 6,649.58㎡

建築面積 4,408 ㎡

延床面積 9,197,514㎡

起 工 昭和41年4月1日

竣 工 昭和42年11月30日

開 館 昭和43年1月6日

建設費 628,500千円

構 造 ホール棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階
会議棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積 (㎡)	主 要 施 設
ホ ー ル 棟	地 階	658.607	オーケストラピット、エアーダクト、奈落
	1 階	2,433.229	舞台、客席、放送室、映写室、調光室、技術室、ホワイエサンクンホワイエ、自販機コーナー
	中2階	106.460	中継室
	2 階	1,060.302	客席、照明室、ホワイエ、喫煙所、便所
	3 階	736.905	客席、照明室、喫煙所、便所、倉庫
	4 階	179.716	客席、センタースポット室
会 議 棟	地 階	857.229	空調調和機械室、ボイラー室、バッテリー室、電気室、保守管理室
	1 階	1,420.966	展示ロビー、控室、第10会議室（和室）、館長室、事務室、食堂、浴室、便所、守衛室、湯沸室、エレベーター、リフト
	2 階	1,558.930	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫
	1部3階	185.170	

イ 会館使用料及び定員

使用場所 及び使用日		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	定 員
				午前9時から 正 午 まで (円)	午後1時から 午後5時まで (円)	午後6時から 午後10時まで (円)	
大ホール	平 日 土、日、休 日			20,000 24,000	40,000 48,000	50,000 60,000	固定席 1,784席 車イス 16席
大会議室	平 日 土、日、休 日			5,000 6,000	6,700 8,000	8,000 9,600	移動席 300席
会議室	第 1			1,000	1,300	1,600	小会議室 20人
	第 2			1,000	1,300	1,600	" "
	第 3			1,000	1,300	1,600	" "
	第 4			1,000	1,300	1,600	" "
	第 5			1,000	1,300	1,600	" "
	第 6			2,000	2,700	3,200	中会議室 40
	第 7			2,000	2,700	3,200	" "
	第 8			1,000	1,300	1,600	小会議室 20
	第 9			2,000	2,700	3,200	中会議室 40
	第 10			2,000	2,700	3,200	和 室 30

ウ 会館利用分野状況

(単位 件)

区分 年度	大ホー ル							大 会 議 室								中 小 会 議 室 (一〇室)	展 示 ・ ロ ビ ー
	集 式 会 大 会 典	音楽会・演奏会	歌謡ショー・浪曲	演劇・演芸	日舞・洋舞	講演・講習会	その他	計	集 式 会 大 会 典	研修会・講習会	講演会・会議	音楽会	演劇・演芸	展示会	レクリエーションダンス		
10	53	104	39	36	31	32	295	42	130	41	7	7	124	66	417	4,534	175
11	46	64	24	26	23	23	206	43	42	27	4	14	100	70	300	3,398	136
12	37	96	38	30	21	29	251	47	51	18	14	23	101	107	361	3,416	165
13	57	90	37	39	24	30	277	48	82	19	6	13	146	70	384	4,807	198
14	56	93	12	34	27	45	267	51	75	22	0	11	146	77	382	4,630	149

利用者状況

(単位 件)

区分 年度	大 ホ ー ル					大 会 議 室				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
10	76	39	180	0	295	82	15	319	1	417
11	62	23	121	0	206	42	13	245	0	300
12	43	15	97	0	155	75	4	235	5	319
13	68	37	169	1	275	55	9	328	14	406
14	63	37	154	3	257	64	8	307	3	382

(注) 平成10年3月 高圧受変電設備改修工事のため、3月17日から3月20日まで全館休館
平成12年1～6月 舞台機構及びバリアフリー化改修工事のため、6カ月間全館休館

エ 自主文化事業

多くの市民が舞台芸術文化を楽しみ、表現活動を支援するために自主文化事業を行っている。

演劇、音楽、古典芸能、舞踊等幅広い分野の舞台を創作し公演したり、内外の優れた芸術鑑賞の機会を提供している。

年度	区分	事業名	実施月日
14		ファミリーミュージカル 劇団四季「王子とこじき」	8.24
		地域文化公演 「東京混声合唱団ミニコンサート」	10.19～10.20
		薪能「五輪書武蔵伝」	10.25
		お城まつり協賛 創作舞台「うしろの正面だあれ」	11.10
		第23回青少年コンサート	1.5
		NHK 「お母さんといっしょ」	2.8
		邦楽推進事業 「熊本21世紀和のスクールコンサート」	3.2
		ワークショップの実施	
		舞台体験・バックステージツアー・演劇体験一体と心の解放ー	8.6
		ファミリーミュージカル 劇団四季「王子とこじき」 演劇体験	8.24
		邦楽 ・竹を使って笛	8.18
		・木を使って尺八	10.17/10.24
		舞台表現芸術文化活動支援事業	
		・肥後琵琶再生事業	
		・邦楽推進事業「熊本21世紀和のスクール」	

10 国際交流

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開すると同時に、世界中の各都市と経済、文化、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。

また、熊本市国際交流会館では、財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

このような中、平成10年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、「熊本市国際化指針」を策定し、「すべての人が安心して快適に暮らせる開かれた社会の実現」をめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取組みを行っている。

(1) 桂林市（中華人民共和国）

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来、長期的視野に立って両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野において交流と協力を促進し、両市市民の相互理解と友好親善を深めるため、積極的に交流事業を展開している。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は幅広い分野において活発に交流事業を展開し、昭和59年には友好都市締結5周年を記念して熊本市産業展を開催し、昭和63年には農業技術展覧会を、そして平成4年には日本及び熊本の生活文化を広く紹介する生活文化展を桂林市で開催し桂林市をはじめ中国全土から大きな反響を呼び、両市両国の相互理解を大きく促進させた。

また平成2年には桂林市に熊本・桂林友誼館が、平成4年には熊本市に熊本・桂林友誼亭が完成し、それぞれ両市友好のシンボルとして市民に親しまれている。

平成11年、両市は友好都市締結20周年を迎え、両市友好交流の歴史を振り返るとともにこれまでの交流の実績を礎とし、来たる21世紀を見据えた中長期的な展望に立った友好交流を推進していくため、桂林市において両市長の間で21世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。21世紀に入った現在、両市は、次代を担う人材育成事業及び国際協力事業の推進を図るため、環境、教育、経済、観光等の分野において視察団や友好訪問団を相互に派遣するなど活発に交流事業を展開している。

最近の主な交流

平成14年4月 桂林市留学生の受入

7月 桂林市高校生訪問団来熊

9月 熊本市行政交流員の派遣

10月 第21回熊本市民友好の翼（訪中）の派遣

10月 「国際環境都市会議くまもと2002」への代表団受入

平成15年2月 熊本市環境技術員の派遣

桂林市の概要

桂林市は、中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの街路樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

桂林市は1998年10月、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、人口約480万人、面積約27,800km²になった。

そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

気候は亜熱帯気候に属し、年間の平均降雨量は1,700mm、平均気温19℃と温和で、古くから広西の政治、文化の中心として栄えてきたところである。

(2) サンアントニオ市（アメリカ合衆国）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問を行い具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が続いており、熊本市医師会をはじめとして、民間による国際交流へと活動の視野を広げている。平成14年、両市は姉妹都市締結15周年を迎え、相互に市民友好の翼の派遣、受入を行った。

最近の主な交流

平成14年4月	熊本市職員の派遣
5月	熊本市看護師派遣
6月	サンアントニオ市留学生の受入（高校生）
7月	第5回熊本市民友好の翼（訪米）訪問団をサンアントニオ市へ派遣
7月	サンアントニオ市友好の翼（訪米）訪問団の受入
8月	熊本市教員の海外研修派遣
8月	熊本市留学生のサンアントニオ市への派遣（大学生・高校生）
9月	サンアントニオ市留学生の受入（大学生）
10月	「国際環境都市会議くまもと2002」への市長代表団受入
1月	熊本市消防局職員の短期派遣研修

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し人口119万を擁する全米第9位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部に位置する。

サンアントニオ市は、年間観光客数1千万人以上を誇る全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、サンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水をみごとに調和させた都市計画の一例として世界の都市づくりの模範例となっている。また、約7haの敷地に2万5千人収容できるヘンリー・B・ゴンザレス・コンベンション・センターを持ち、平成5年5月には、約6万5千席備えた多目的スポーツ施設、アラモドームがオープンするなど、着実な発展をとげている。同市はNBA全米プロバスケットボールチームサンアントニオスパーズの本拠地でもある。

(3) ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪れたのが公式訪問の始まりである。その後昭和53年、熊本市議会訪欧団がハイデルベルク市を訪問、また、同市で開催された「お城フェスティバル」へ本市文化交流団53名が参加するなど、両市の友好交流は積極的に展開された。

続いて、ラインホルト・ツンデル市長の来熊、両市市旗の交換、熊本市民によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演や同市の日本週間への代表団及び民間交流団体の参加、平成元年の市制施行100周年記念式典並びに翌2年の水資源国際会議等には、市長をはじめ市議会議員が来熊するなど両市の友好は更に深まった。

そして平成4年5月19日、平和と環境に対する共通の責任の認識のもとに、ハイデルベルク市において両市は友好都市締結を行った。また、9月にはヴェーバー市長をはじめとする代表団が本市を訪問し、改めて調印式を執り行った。その後、熊本市民友好の翼の派遣をはじめとする市民レベルでの交流や、サッカーやバスケットボールなどのスポーツ、ホームステイを通じた両市青少年の交流が実施されている。

また、医療従事者の相互派遣や環境会議への参加など医学や、環境の分野においても活発な交流が展開されている。平成12年ハイデルベルク市で開催された「熊本ウィーク イン ハイデルベルク」に参加、また両市の友好都市締結10周年を迎えた平成14年には「ハイデルベルク ウィーク イン 熊本」が熊本市で開催され、両市の抱える問題について考えるワークショップや百貨店で開かれた「ハイデルベルク写真展」などにより多くの市民にハイデルベルクの現状や魅力を紹介した。同時期に開催された「国際環境都市会議2002」では、ハイデルベルクからの参加者により、先進的な事例が発表された。

最近の主な交流

- 平成14年4月 ハイデルベルク市協議団の受入
- 7月 第7回インターナショナルサマーサイエンススクールへの学生派遣
- 8月 熊本市青少年ハイデルベルク市交流訪問団の派遣
- 10月 「ハイデルベルク ウィーク イン 熊本」の開催
- 10月 「国際環境都市会議くまもと2002」への市長代表団受入

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約14万1千人の都市で、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点にあり、標高116m、温和な気候に恵まれている。500年間プファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとのロマンチックな町であり、ドイツで最も美しい町のひとつと言われる。ドイツ最古の大学を通じて町には知的な雰囲気はただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なおすこしのかわりもない。

市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、絵のような美しい屋根の波の上に堂々と聳え、城を訪れる人は、歩く度に多様な城の歴史を見ることができる。また、ハイデルベルク大学はドイツ最古の大学であり、その歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。産業としては、ハイテク産業、バイオ研究が盛んである。年間約350万人もの観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

(4) 熊本市国際交流会館

地方の国際化が急速に進展するなか、本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現に積極的に取り組んでいる。そのようなことから、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成6年9月、熊本市国際交流会館を建設した。

同会館では、2階交流ラウンジにおいて、国内外の新聞、雑誌、図書、ビデオ、インターネットによる情報サービス、外国語による相談などを行っている。また、熊本市により設立された(財)熊本市国際交流振興事業団により、異文化理解講座や市民と在熊外国人の交流会などの交流事業が積極的に展開されている。

また、ホール、会議室は交流団体等の会合に頻繁に利用され、更なる市民の国際化に向け着実な実績を上げており、今後も市民と外国人の交流拠点として同会館の重要性は増すものと予想される。

設置主体	熊本市
所在地	花畑町4番8号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建
面積	敷地面積1,656㎡ 延床面積 8,439㎡
工期	平成4年7月～平成6年7月
開館	平成6年9月1日
総工費	40億9000万円
主要施設	7F 6F ロビー、通訳ブース、ホール(230人)
	5F 大広間 (A)(B)、茶道室、和室、小会議室(洋)(和)
	4F レストラン、第1会議室、第2会議室
	3F 国際会議室、研修室(1)(2)(3)
	2F 交流ラウンジ、姉妹都市コーナー、事務室
	1F エントランスホール、会館事務室
	B1F 駐車場、駐輪場、防災センター
	B2F トレーニング室、機械室

会館利用状況

(平成14年度)

	ホール	研修室(12室)	交流ラウンジ	トレーニング	合計
利用人数(人)	75,963	90,309	34,241	4,970	205,483

11 国内交流

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第12代細川藩主斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、NTT、商工会議所、青年会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成14年4月 福井市高校野球熊本市親善訪問団の受入

” 「ふくい春まつり越前時代行列」に参加

7月 熊本市小学生交流訪問団の派遣

8月 福井市小学生交流訪問団の受入

” 「火の国まつり」への訪問団の受入

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口25万4千人余、面積340.60km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成11年に市制110周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

12 人 権 推 進

全ての人の人権を守るため、本市ではこれまで、同和対策事業などによる生活環境の改善や人権問題についての教育・啓発に取り組んできた。

しかしながら、国内では、今もなお、女性差別、いじめや子どもへの虐待、同和問題、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者やハンセン病元患者等に対する偏見や差別など、様々な人権問題が起きている。

今後とも、市民一人ひとりが、これらの問題を自らの課題として受けとめ、差別や偏見を積極的に解消し、全ての人の人権が擁護される社会づくりに取り組んでいる。

(1) 概 況

国では、昭和40年の同和対策審議会の答申を受け、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等を行うため、昭和44年以降「同和対策事業特別措置法」や「地域改善対策特別措置法」を、さらに一般施策への円滑な移行を目的とした「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と三度の法律を制定・施行し、地方公共団体とともに特別対策を実施した。

そして、平成5年に全国的な実態調査を行い、生活環境の改善など一定の成果があったことから、平成14年3月31日には、これらの法律を失効させ、「同和地区」や「同和関係者」の名で行われた特別対策も終了することとなった。つまり、長年の実態的差別に着目し、あえて実質的平等の実現に向けて把握された「同和地区」や「同和関係者」の概念が、行政施策上も解消することになった。

本市においても、これまで国の3度の法律に基づき、同和対策事業（地域改善対策事業）を推進してきたことから、一定の成果を認め、平成7年度以降、事業についての見直し・点検を逐次実施し、一般施策への円滑な移行に取り組んできたところである。

その間、国では、平成8年に、国の地域改善対策協議会の意見具申がなされ、今後の重点施策の基本的な方向として、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」との考え方が示された。本市においても、これらの方向に沿って、同和対策室や同和教育指導室といった名称を人権推進総室や人権教育指導室に変更し、その分掌事務についても人権推進といった幅広いものとした。

このような方向の中、国は、平成8年に人権の擁護に関する施策を推進するための法律を制定し、諮問機関として人権擁護推進審議会を設置するとともに、平成9年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定した。本市においても、熊本市人権啓発市民協議会を中心に人権啓発事業を展開するとともに、平成12年5月、「熊本市域における人権教育啓発基本方針」を採択している。

国の人権擁護推進審議会は、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発等に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、さらに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」それぞれ答申をなした。

平成12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が成立したが、さらに、人権擁護推進審議会の答申を受けて、人権擁護機関に関する新たな法整備や施策の充実について取り組まれている。

(2) 沿革（男女共同参画については別途記載）

- 昭和50年12月 市民局（現在の市民生活局）に同和対策室を設置
- 51年 5月 隣保館を設置
- 52年 6月 西原公園児童館を設置
- 62年12月 熊本市人権啓発市民協議会が発足
- 平成 5年 1月 熊本市雇用開発協議会を設置
- 11年 6月 熊本市人権教育のための国連10年推進本部を設置
- 12年 5月 熊本市域における人権教育啓発基本方針を採択
- 13年 4月 人権推進総室や人権教育指導室に名称変更し、分掌事務も変更

(3) 熊本市人権啓発市民協議会

熊本市における人権尊重思想の普及高揚を図り、社会のあらゆる差別の解消を目指し、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した。平成3年度から4部会制（行政部会・企業部会・学校教育部会・社会教育福祉部会）をとっている。

会 員 数 本市と66団体・機関 （平成15年6月1日現在）

主な事業 人権啓発作品公募

人権・ふれあいフェスタ2003開催

ヒューマンライツ・シアター（人権映画会）の開催

人権セミナー（指導者養成講座）の開催

人権を考える市民の集い（人権講演会）の開催

人権フェアの開催

講師の派遣や人権啓発ビデオ等の貸出し

(4) 熊本市域における人権教育啓発基本方針

21世紀の熊本市に、豊かな人権の文化を築き、「特色のある日本一住みやすく暮らしやすい街」づくりのために、熊本市人権啓発市民協議会を中心に、各機関や団体、市民が連携して、「人権教育のための国連10年」の取り組みを推進し、より効果的な人権教育・啓発事業を展開していくことを目的とし、その行動計画として策定した。

(5) 熊本市ふれあい文化センター（平15.8.1～隣保館条例改廃制定）

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するため、設置する。

所在地 本荘4丁目6番6号

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和51年5月1日

構造 鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）

敷地面積 1,015.38㎡ 建物面積 延1,849.43㎡ 駐車場面積 411.94㎡

用地費 69,623千円

工事費 新築（昭和50年度）82,495千円

改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設）

増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）

主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
3階 ホール（機能回復訓練室）